

令和8年度 地域マネージャー採用試験要項

1 募集内容及び採用人数

(1) 募集内容：地域マネージャー [会計年度任用職員（フルタイム）]

(2) 主要職務内容

地域における様々な活動経験や民間人としての視点を生かして、市民主体の地域づくりを推進するため、以下の職務を行います。

- ①地域社会づくりの推進に関すること。
- ②地域の公共団体、社会教育団体等との連絡調整及び指導助言に関するここと。
- ③地域の人材活用に関するここと。
- ④地域防災に関するここと。
- ⑤その他地域社会づくりに関し、市長が必要と認めたもの。

(3) 採用人数：7人

(4) 主に勤務する場所

富田地区市民センター	(四日市市富田一丁目24-47)
常磐地区市民センター	(四日市市城西町8-11)
四郷地区市民センター	(四日市市室山町645-1)
小山田地区市民センター	(四日市市山田町1373-3)
桜地区市民センター	(四日市市桜町1399)
八郷地区市民センター	(四日市市千代田町267-1)
楠地区市民センター	(四日市市楠町北五味塚2060-72)

2 受験資格

次の要件を全て満たす人が受験できます。

- (1) 昭和31年4月2日以降に生まれた人
- (2) 地域活動に関心のある人
- (3) 地域社会づくりに深い認識と理解を持ち、自ら積極的に取り組む意欲がある人
- (4) 民間企業等で職務経験がある人。ただし、公務員（正規任用職員）として職務経験のある人は、任用開始日において、公務員退職後3年以上経過していること
- (5) 夜間、休日の会議、行事等への参加が可能な人
- (6) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
- (7) 外国籍の場合、永住者または特別永住者の在留資格を有する人
- (8) 普通自動車免許を有する人
- (9) 四日市市に在住する人

3 試験等の日程

区分	試験概要	日 程
1次選考 試験	小論文試験	令和8年1月5日（月）から1月23日（金）まで ※受験申込書及び小論文による選考 [結果は、令和8年1月30日（金）発送の郵便にて本人あて 通知します。]
2次選考 試験	適性試験 実技試験 面接試験	令和8年2月7日（土）に1次選考試験合格者についてのみ実 施します。 (会場等詳細は、1次選考試験合格通知の際に指定します。)

4 試験等の内容

一次試験

- 小論文試験

応募の動機と地域社会づくりについての考え方やまちづくりの方法等を800字以内
〔原稿用紙（400字詰）2枚程度〕の小論文にまとめ、応募時に提出してください。

二次試験

- 適性試験：主として職務上必要な資質および組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います。
- 実技試験：ワード、エクセルのパソコン操作を行っていただきます。
- 面接試験：人物、職務に対する適性等について総合評価を行います。

5 合格内定〔予定〕

令和8年2月18日（水） ※郵便にて受験者本人に通知します。

6 受験手続

（1）提出書類

①受験申込書：1部〔市規定用紙。3か月以内に撮影の上半身・脱帽・正面向の
写真（30mm×40mm）を貼り付けてください〕

（学歴については、学部学科名まで記載し、卒業、中退等を明示してください。
職歴については、経験した担当部署等をできるだけ詳細に明示してください。
また、これまでに経験された地域との関わりや関心がある地域活動等について記
載してください。）

②小論文：800字以内〔原稿用紙（400字詰）2枚程度〕にまとめ、受験申込
書と一緒に必ず提出してください。

③返信用封筒：1通（あて名を明記し、110円切手を貼ってください。）
(長形3号) ※小論文試験結果送付用

④在留資格を証する書類（住民票など）：1通
※外国籍の人に限ります。個人番号（マイナンバー）情報は不要です。

※提出書類については返却いたしません。

(2)提出先

四日市市役所 市民生活部 市民生活課（四日市市役所 本庁舎 5階）

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

(3)受付期間

令和8年1月5日（月）から1月23日（金）まで（当日必着）

※郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

持参の場合の受付は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から
午後5時15分までにお願いします。

7 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

（1）期 間 合格発表日から1か月間

（2）場 所 四日市市役所 市民生活課

（3）請求方法 受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類（運転免
許証等）を持参のうえ、直接申し出てください。

8 受験についての問い合わせ先

四日市市役所 市民生活部 市民生活課

電話番号：059-354-8146

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで

ファクス：059-354-8316

メ ー ル：shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp

勤務条件（令和8年4月予定）

（1）任期及び再度の任用

※採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とします。（令和9年3月31日）

（勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和11年3月31日まで。）（その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和13年3月31日まで。）

※同一の地区市民センターにおける任用期間は、最長で5年間です。

（2）初任給 236,312円【金額は地域手当（9%）を含む】

- 諸手当として地域手当、通勤手当、期末・勤勉手当（2.4ヶ月分。ただし、採用初年度については異なる）などが支給されます。
- 民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

（3）勤務時間・休暇

- 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（1週あたり38.75時間）
- 休 日 土曜日・日曜日（完全週休2日制）祝日・年末年始
- 休 暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。その他、条例で定められた休暇があります。

※勤務条件については、規定が改正される場合があります。

《参考》

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者